

市民経済委員会会議録

平成19年4月11日(水)

(開 会) 10:08

(閉 会) 11:12

○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。「議案第23号 専決処分の承認について(平成18年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第23号 専決処分の承認について(平成18年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号))」の補足説明をさせていただきます。平成19年3月31日専決の、平成18年度飯塚市特別会計補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、平成18年度の決算見込を算定しているところでございますけれども、概算の見込では公営企業金融公庫納付金の還付金、約1億6,300万円、施設改善補助5千万円等を加算いたしますと、約2億5千万円程度の収益が出る予定でございます。従いまして、この収益を、小型自動車競走場施設改良基金に積み立て、平成19年度に予定をしております選手宿舍及び競走車保管庫の施設の改善に充てようとするものでございます。なお、3ページの事項別明細書は、収支のバランスをとるため、主な執行残を整理したものでございます。以上で、簡単ではございますが、議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 専決処分の承認について(平成18年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号))」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第29号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計暫定予算)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第29号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計暫定予算)」の補足説明をいたします。暫定予算書の235ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入59億6,246万円、歳出69億8,412万2千円とするものでございます。暫定予算でございますので、歳入歳出のバランスはとっておりません。今回の暫定予算は、基本的には4月から7月までの4ヶ月間に必要な経費と収入を計上いたしております。今年度の本場開催は、SGレース5日、GIレース10日、GIIレース10日、通常開催が昨年より3日減りまして60日、合計で85日の開催となっております。本年度のSGレースは、11月初旬の日本選手権レースです。また、飯塚の名物にもなりつつありますが、ナイターレースは7月のジュニア、8月のダイヤモンド、9月の通常開催1節の開催予定でございます。場外発売につきましては、241日受託する予定でございます。合計326日の開催となります。

主な内容につきましては、事項別明細によりましてご説明させていただきます。まず、歳出からでございますけれども、245ページをお願いいたします。「負担金及び交付金」の、ナ

イターレース照明設備借り上げ負担金の8,168万3千円でございますけれども、ナイター14日間開催分を計上いたしております。247ページの「一般管理費」の「備品購入費」、150万円につきましては、「施設改善費」の工事請負費の競走場消防設備等改修工事とも関連がございます、これは493万5千円でございます。これは、消防署から改善指導がされまして、緊急に手当てを要するというので、器具費につきましては消火器、ホース等を購入するもので、工事費につきましては避難誘導灯、それからスプリンクラー等の改修を行うものでございます。「需用費」の修繕料4,600万円でございますけれども、これは日常から場外発売の情報源になるテレビ、本場で開催するものを上映しておりまして、ファンの皆様に利用していただいておりますが、これにつきますマルチビジョンという大きなビジョンがございます。これの映りが近年非常に劣化して、悪くなりましたので、改修しようとするものでございまして、今日、非常に改修が急がれておりましたので、緊急に改修を実施しました。それから、「備品購入費」の419万円でございますけれども、場外発売の増加により、座って皆さんがゆっくり観られるように、椅子を整備するものでございます。

歳入につきましては240ページの勝車投票券発売収入56億6千万円でございます。これは返還金を含み、年間では、一応182億6千万円を見込んでおります。あとの分といたしまして、現在、7月までを計上いたしておりますので、年間今回は計上いたしておりませんので、ご了承ください。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 道祖委員

先ほど、平成18年度の補正予算は説明を受けて、そして今、暫定予算の説明があつておるわけですが、動向としてどういう状況にあるのか。努力をして、支出の分を減らしてきているという努力は聞き及んでおりますけれど、売り上げがどういう傾向にあるのかですね。その点については、どのように把握されているのか、お尋ねいたします。

○ 事業管理課長

収入の状況でございますけれども、一昨年度は実績といたしまして利益が590万円ほど出たんでございますけれども、収入といたしましては若干、0.1%程度の微増でございました。昨年度につきましても、売上額は3,200万円程度の微増ではございますけれども、率にしまして0.2%程度の増加の売り上げを示しております。

○ 道祖委員

公共のいろいろな、競輪・ボート等ですね、公共のこういう競技は、低迷しておるといふふうに従来言われておりましたけれど、全体的な動向としてはどういうふうになっていっているのか。

○ 事業管理課長

全体的な売り上げ状況につきましては、オートレースを含めまして減少傾向にあるようでございます。しかしながら、オートレースの、飯塚オートと山陽オートの実績を見ました時には、傾向としては増という状況でございます。全体的には95~6%でどこも大体推移しているような状況でございます。

○ 道祖委員

経済が持ち直してきているということが、企業がですね、収益が増大していると。景気が良くなってきているんだというふうに言われておりますけれど、その結果として、やはりこのオートレースとかいろいろな公共の競技に対してですね、その波及効果は出てきているのかどうか。どういうふうにはそれは捕まえていますか。

○ 公営競技事業部長

先ほどから課長が答弁しておりますけれど、昨年度は他の公営競技が下がってくる中、オー

トレース業界だけ0.1%売り上げを伸ばしております。それで、今の話と直接関係ありませんけど、オートレース業界が大きな構造改革をして、その効果が出たという状況だろうと思えます。で、景気の回復がどれくらいそういうのに影響してるんだということですけど、関東圏内に3場あります。川口と伊勢崎と船橋ですね。川口・伊勢崎については、私はそういうことが言えるんじゃないかと思えますけど、船橋場につきましてはまだ売り上げが上がっていないという状況でございます。それで、浜松も昨年度あたりから徐々に良くなっておりまして、多分その影響があるのではないかと。ただ、飯塚・山陽につきましては、まだまだかなというふうに思います。

○ 道祖委員

国のほうではですね、以前確か、何か審議会の中で、オートレースと競輪を一緒にするようなことが検討されておるということでありましたけれど、その後その話はどうなっておるのか。

○ 公営競技事業部長

競輪とオートレースが一緒になると言いますのは、我々の上部団体であります日本小型自動車振興会と日本自転車振興会、日自振と言いますけれど、それが、要は上のほうで合併して、会長とか理事あたりを減らしていくという改革でございまして、その件につきましては、3月くらいの国会で多分通ってると。まだちょっと、状況がこっちのほうにないですけど。だから、平成19年度はその話は進んでいくんじゃないかというふうに思っております。

○ 道祖委員

その点について、私まだ情報を取ってないので、どういう動向なのか、情報が入ったら次の委員会でもお知らせしていただきたいというふうに思います。それと、先ほど質問の中で、公共の競技と言いましたが、公営競技ですね。訂正させていただきますので、よろしく。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計暫定予算)」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計暫定予算)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長補佐

農林課長の松隈が説明するところでございますけれども、体調不良のため欠席いたしておりますので、私のほうから説明させていただきます。「議案第31号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計暫定予算)」の補足説明をさせていただきます。暫定予算書の259ページをお願いいたします。飯塚市農業集落排水事業特別会計暫定予算第1条で、歳入歳出の総額は歳入164万3千円、歳出366万1千円と定めるものであります。

続きまして、内容の主なものについて、事項別明細により歳出のほうから説明をいたします。263ページをお願いいたします。1款「農業集落排水事業費」316万円を計上いたしておりますが、内訳といたしまして、1目「一般管理費」62万9千円を計上し、うち19節の60万9千円は、処理施設事務委託しております上下水道局職員への給与の分担金であります。2目「施設管理費」253万1千円は、上下水道局に施設管理委託料として支払い、計316

万円を農業集落排水事業費として計上しております。次に2款「公債費」でございましてけれども、1千円を計上しておりますが、これについては元金、これは市債の償還金分として計上いたしております。次に3款「予備費」として50万円を計上しております。よって、歳出につきましては1款「農業集落排水事業費」316万円、2款「公債費」1千円、3款「予備費」50万円を計上し、計366万1千円を計上いたしております。

続きまして歳入について説明いたします。262ページをお願いいたします。2款「使用料及び手数料」の農業集落排水使用料164万円は、使用料といたしまして一般世帯分146万5,800円、事業所分17万4,720円で、計164万円を計上しております。また、1款「農業集落排水事業分担金」、3款「一般会計繰入金」、4款「繰越金」につきましては各々1千円で、計164万3千円を計上しております。以上で、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

農業集落排水ということについてお尋ねいたしますけれども、これは筑穂町で行っていたんですよね。それで、まず、私よくわからないので、資料も付いてませんのでしつこく聞くかもわかりませんがよろしく願いいたします。今、使用料及び手数料を述べられましたよね。ここ、164万円ということ。前年度は516万9千円、で、一般がいくらで事業所がいくらというふうにご説明いただきましたけれどもね。対象は何世帯あるのですか。まず、こういうものはね、よくわからないんですけど、計画区域、認可区域とか、そういうものが公共下水道ではあるんですけど、そういう形になってるのか。認可区域がどれくらいの面積があって、それに対する対象の世帯数なり事業所数があって、そして加入の世帯数について一般世帯と事業所があると思うんですけど、これはどういうふうになっておるのか、まずお尋ねいたします。

○ 農林課長補佐

当初計画戸数が179戸ございましたけれども、実施に至りまして166戸に減になっております。現在、加入戸数が96戸ということで、約58%の加入率でございます。

○ 道祖委員

それは事業所も入れて96戸、166戸を対象で96戸ということですか。

○ 農林課長補佐

はい、そうでございます。

○ 道祖委員

58%ということですけど、これは目標として100%目指すわけでしょう。そして、いろいろ事情はあると思うんですけど、なぜ58%なのか、その辺をご答弁いただきたいんですけど。

○ 農林課長補佐

今のところ、100%を目指して毎年2回程度推進を行っております。それでもなかなか、内野地区というのが古い家並みなものですから、その処理施設につなぐには便器から配管から全部しなければならぬということで、何百万円か費用を要するわけで、その分がかなりネックになっておると思います。

○ 道祖委員

そういう理由は、この集落排水を計画した時にはもう、もともと家はそういうふうにあるというのは分かっているんだから、それは取り掛かるときに説明等はしてきてるんじゃないですか。

○ 経済部長

今、委員が言われましたように、当初の計画の時には集落において説明会も行い、引き込みをしていただくということでやって参りましたけれども、なかなか、先ほど課長補佐が答弁いたしたように高額な費用を要しますので、家を建てかえるときに引き込みたいという希望が多

くてですね、年に2回、推進には回っておりますけれど、現状では58%ということになっております。

○ 道祖委員

これは予算を組んで事業をやっているわけですが、いつ、家を建てかえるとかいったら10年先とか20年先とかいう話になってきますけどね、その、何というか、事業としての目処とかいうやつはどういうふうに考えてるのかな、とか思うわけですが、どうなんですか。100%加入というようなことが、やはり大事なことだということで取り組んできていると思うんですね。で、それは、努力はしてるけれど、10年先、20年先になるかわかりませんというような答弁だと僕は思うんだけど、それは各個人で考えることだから、ということですけど、そういうふうになりますけれど、ただ、事業として計画した時に、やっぱりそれだけの対象戸数を当初から計画しておるならね、やはり事業として達成するのは、やはりどれくらいが目処だとかいうことを考えて取り組まないと、事業としてやり始めて加入するところが少なかった。投資はしましたけど、その投資が回収できないというような形になるじゃないですか。その辺はどういうふうに考えるのかなというのが、ちょっと疑問に思うわけですが。その点いかがですか。

○ 経済部長

ご指摘は十分理解できますけど、推進しながら普及率を高めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○ 道祖委員

あの、私ね、見えないんですよ。今、課長補佐がね、旧筑穂町だというのは承知してるんですけど、内野というふうに言われましたけど、対象の面積とか場所等が全然参考資料として出てこないからわからないんですよ。まあ、これは委員長にお願いしてですね、所管事務調査が、現地調査があると思いますので、その時にどういうものか現地調査させていただくようお願いしたいとは思いますがね。執行部の皆さんにお願いですけど、暫定予算であろうがなかろうが、選挙終わった後はですね、新人の皆さんも出てくるわけですよ。で、飯塚市は合併して214平方キロメートルの広大な行政面積を持つようになったわけですよ。だから、今までとちょっと違う観点で委員会に臨んでいただくなり、皆さんが具体的に市民生活を良くしようという思いがあるならば、やはり議員に対しても説明をする責任はあるんじゃないかと思うんですよ。それをしないとすれば、窓口に行っていちいち全部聞かなくちゃいけないですよ。それがいいなら、そういう勉強の仕方もありますけれど、やはり初めての委員会の時は、執行部としてはもう少し積極的に自分たちの業務説明をすべきではないかと私は思います。ま、今後のことですから、よろしく願いいたします。

○ 委員長

すみません、道祖委員、面積・住所、その答弁は。

○ 道祖委員

あとで、現地調査の時にお願いします。

○ 委員長

はい、わかりました。ほかに質疑はありませんか。

○ 岡部委員

今、道祖委員が、大体言わんとすることを言われたので。ただ、基本的に私ども旧飯塚市の議員は、農業集落排水事業というのは知らないのですよ。単純にね。簡易下水道システムみたいなものかな、というぐらいの感覚で物事を自分で理解しようというふうな気持ちでいたんですけどね。今言われたようにこの事業は、私ども飯塚市の場合もそうですけど、計画的に、公共下水道なんか造っていくときは、やはり需要の多いところに重点的に、それだけの手当てをしていくと。ただ、今回の場合も当然、集落排水事業というような事業ですので、その集落の

需要というものをある程度把握してこういうふうな形になったと思うけど、結果的に、今聞いてますと、普及率が半分くらいというふうな形を見ますとね、果たしてこんな事業が、これからあと周辺地域でも出てくるのかなというふうな疑問等々が湧いておりますのでね、できれば現地調査の時でもそうですけど、この集落排水事業というものがどんなもので、地域の考え方はどうなのかという資料をですね、併せて出していただければありがたいと思います。要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計暫定予算）」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計暫定予算）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 市場管理事務所長

本日は農林課長が急遽体調不良のため、代わってご説明を申し上げます。「議案第32号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計暫定予算）」についてご説明をさせていただきます。暫定予算書の267ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入2,417万5千円、歳出1,469万9千円と定めるものでございます。内容の主なものにつきまして、事項別明細により歳出のほうからご説明を申し上げます。

271ページをお願いいたします。1款「地方卸売市場費」1項「地方卸売市場費」1目「一般管理費」877万4千円は、職員2名、嘱託職員1名、計3名の給与等でございます。2目「市場管理費」の計542万4千円を、市場施設の維持管理にかかる諸経費として計上いたしておりますが、そのうちの主なものとして272ページをお願いいたします。13節「委託料」といたしまして、施設設備保守点検、電気設備保安業務、消防設備保守点検等で185万円を、また15節「工事請負費」といたしまして、敷地内施設補修費として121万4千円を計上いたしております。2款「公債費」1項「公債費」では、1千円を市債償還元金として計上いたしております。3款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」といたしまして50万円を計上し、歳出合計1,469万9千円を計上いたしております。

続きまして歳入についてご説明をいたします。270ページをお願いいたします。「使用料及び手数料」の地方卸売市場使用料2,372万6千円は、長引く不況による消費の低迷や、市場外流通の増加により売上高が伸びず、ほぼ対前年同費とするものでございます。4款「諸収入」の「雑入」44万7千円につきましては、主なものとして水産物部の汚水施設維持管理費負担金でございますが、これは処理費の実費を卸売業者から負担金により繰り入れているものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

○ 道祖委員

歳入の部分で、本年度と前年度を比較したらということですが、本年度というのは、これは4か月分ですよ。で、単純にすれば、3倍すればいいわけですよ。で、今説明があっておりましたけれど、市場外流通が増えて使用料が低迷しておるといふことでありましてけれ

ど。どうなんですか、これだけ見るとよくわからないんですけど、過年度の傾向というのは、歳出と歳入の動向というのがこれでは見えないんだけど、どういうふうになってきておるのかね、次の機会でもね、ま、口頭で言ったってわからないので、どういう状況になってるという資料をね、一度示していただけないですか。市場外流通がどれくらいの規模で、どういう形でやられてるかというのも、やはり私としては知っておきたいというふうに思うわけです。次回で結構です。これも現地調査するような機会があれば、その時に自発的に資料を用意していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第32号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計暫定予算)」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市汚水処理事業特別会計暫定予算)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 環境整備課長

「議案第34号 専決処分の承認について(平成19年度 飯塚市汚水処理事業特別会計暫定予算)」の補足説明をいたします。平成19年度飯塚市一般会計・特別会計暫定予算書の283ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入568万1千円、歳出529万1千円と定めるものであります。その内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

286ページをお願いいたします。まず歳入からご説明いたします。1款1項1目の「汚水処理施設使用料」につきましては、年間見込額のうち4か月分として現年度分512万円、過年度分6万円を計上いたしております。2款1項1目の「利子及び配当金」につきましては、5月28日に満期を迎える汚水処理施設整備基金の定期預金利子として50万円を計上いたしております。3款1項1目の繰越金につきましては、存置科目として1千円を計上いたしております。

次のページの歳出につきましては、1款1項1目の「一般管理費」として132万5千円を計上しております。その主なものは19節の、うぐいす台団地汚水処理施設の事務委任に伴います年間負担金の4か月分として131万2千円であります。これは、施設の維持管理及び賦課徴収業務を上下水道局に委任するものでございます。1款1項2目の施設管理費として296万6千円を計上しております。その主なものは、年間見込額のうち4か月分などとして、11節の「光熱水費」72万6千円、「修繕料」63万9千円、13節の「電気設備保安業務委託料」ほか3件を合わせまして、153万5千円であります。2款1項1目の「基金積立金」につきましては、歳入の預金利子相当分50万円を計上いたしております。3款1項1目の「予備費」として50万円を計上しております。

続きまして、汚水処理事業及び施設の概要並びに基金の状況について、若干のご説明をいたします。まず、この事業は昭和56年に旧・筑穂町の山ノ神住宅団地を造成したことに伴い、排出される生活污水を3次処理するために、優れた浄化機能を備えた汚水処理施設を設置したものであり、その施設の維持管理等を本特別会計で執行する事業であります。筑前大分駅近くに施設は位置し、3,000人槽で1日に750トンの処理能力を有しております。現在の処理

件数は、うぐいす台団地が247件、大分駅前団地が48件、Aコープ大分店などの事業所が12件で、約千人分を処理いたしております。使用料は、基本料金が千円で、使用水量1トンにつき110円の加算となっております。処理水のBODが平均で10ppm以下であるなど、水質管理におきましては万全でございます。基金の原資につきましては、当初管理運営を行いました筑穂町土地開発公社から平成14年に事業を引き継ぎ、施設の整備等の財源として5千万円を譲り受けたものでございます。以後、毎年剰余金を積み立て、現在の基金額は7,316万4,826円となっております。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 専決処分の承認について（平成19年度 飯塚市汚水処理事業特別会計暫定予算）」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 専決処分の承認について（サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 商工観光課長

議案書その2の112ページをお願いいたします。「議案第55号 専決処分の承認について」、補足説明をいたします。本案は、旧・筑穂町にありますサンビレッジ茜条例の一部改正であります。今回の改正は、市が収納しておりましたサンビレッジ茜施設の使用料を、平成19年度から、指定管理者であります財団法人サンビレッジ茜が収納する利用料金制度に移行するための条例改正であります。今回の改正によりまして、指定管理者が利用者から徴収した使用料を飯塚市の歳入とする必要がなく、自らが収納することで、会計事務作業の利便性の向上が見込まれます。また、利用料を指定管理者が自らの収入とすることができることから、収入増に向けた経営努力や採算性の確立の観点から、より一層の経費節減の促進が図られるものであります。併せて、利用者へのサービスも向上すると考えております。

以下、新旧対照表により説明をさせていただきます。115ページをお願いいたします。第12条におきましては、「使用料を利用料金に改め、その料金を指定管理者に支払うこと」、第2項において、「市長の承認のもとで条例で定める額の範囲内で指定管理者が定めること」、第4項において、「利用料金は指定管理者が収納すること」で規定しております。第14条では、同じく、使用料を利用料金に改め、減免等について市長が定める基準に従い指定管理者が減免することの規定をしております。第15条では、同じく、使用料を利用料金に改めるとともに、利用料金を還付する場合は指定管理者の認定のもとで行う規定をしております。

116ページと117ページをお願いいたします。別表の料金表については、使用料を利用料金に改めておりますが、金額の変更はありません。なお、本条例は、附則にて、平成19年4月1日から施行することとしております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 岡部委員

基本的なことを先に聞いておきますけれど、今度指定管理者に移行する前の組織運営は、どのようになっていたのか。確か、財団ということは聞いてましたけど、どなたが構成メンバーであったのか、そういうところをちょっと教えていただけますか。

○ 商工観光課長

指定管理者になる前につきましては、同じく財団法人サンビレッジ茜に管理委託をしており
ました。前回の、指定管理者に移行する前のサンビレッジ茜の理事の役員構成につきましては、
旧筑穂町の議員と町の職員で構成しておりました。

○ 岡部委員

それで、今度の指定管理者は、どういうふうなメンバーになってるんですか。

○ 商工観光課長

現在の理事につきましては、理事長が旧筑穂町の助役、その他は山口自治会会長、筑穂町商
工会会長、筑穂町商工会青年部長、福岡嘉穂農業協同組合地筑穂支所長、嘉飯山森林組合副組
合長、飯塚市自治会連合会筑穂支部自治会長、筑穂町人権啓発センター指導職員、それから弁
護士等でございます。任期は本年の3月末まででございますので、現在は理事の改選に向けて
進めておるところでございますけれども、現在、選出母体に選出依頼をかけておるところでご
ざいます。

○ 岡部委員

ちなみに、去年の売り上げですね。それと自治体のほうが補填した赤字額、どのようになっ
てますか。

○ 商工観光課長

平成18年度の決算見込では、収入予算で5,200万円を予定しておりました。現在、ほぼ
これに達成されておりますけど、指定管理者の委託料として8,749万円を支出しております。
約3,500万円のマイナス収支になっております。

○ 岡部委員

なぜ私がこのお話を聞いているかというのはですね、今までみたいな役所の関連の人と地
元の関連の人と、という形の中でこの事業運営をやっていく、そうすると今度の条例の改正の
中で、売り上げは全て指定管理者が受け取るわけでしょう。そうしますと、今までみたいな、
何と申しますか、事業責任のない人たち、お名前だけとか何とかって残ってやってい
くとね、当然赤字は増えていくんじゃないかと。で、その赤字は当該自治体が払えばいいとい
うような指定管理者制度がスタートするとするならば、今から先ずっとこの火種を持っていか
ななきゃいけない部分があるんじゃないかな、というふうに危惧するんですよ。それで、基本的
には、今度の指定管理者制度に移行するにあたって、管理委託料はどういうふうな形になっ
てるのか、ちょっとそこのおところもお聞かせいただけますか。従来どおりですか。

○ 商工観光課長

平成18年度の委託料につきましては、先ほど言いました8,700万円程度と出していたん
ですけれども、今回、収入を指定管理者のほうで収納するというところでございますので、市か
らの委託料につきましては2,870万円というふうな金額で行いたいというように思ってお
ります。で、先ほど理事の、役員体制の話もさせていただきましたけれども、今回理事の改選
がございまして、その中には民間企業からの理事の選出依頼もしておりますので、それも含め
て健全な運営のほうには努めていきたいというように考えております。

○ 岡部委員

今の説明の中で、要するに、従来の財団から今度は新しい指定管理者に変わるわけですね。
変わっていくわけじゃないんですか。そこのおところ、ちょっと見えないんですよ、私。

○ 商工観光課長

失礼しました。指定管理者で受けておりますサンビレッジ茜につきましては、継続して指定
管理者として契約をして参ります。ただ、今まで市が収納しておりましたところの使用料につ
きましては、先ほど質問者が言われましたように、指定管理者のほうの利用料金として収納す
るということでの条例の改正でございます。

○ 岡部委員

何度も聞きますけど、じゃあ、運営されるほうの中身については、概ね変わらないということになるわけですか。それとも大幅に変えてでもやろうとされてるのか。

○ 経済部長

先ほどから課長が答弁しておりますように、指定管理者自体は財団法人サンビレッジ茜で変わっておりません。使用料が利用料金制に変わっただけです、今回の条例改正は。ただ、先ほど説明いたしましたように、利用料金制に変わること独自のサービスがやっていると。また、自分たちでいろんなイベントも出来ていくというようなことからですね、利用料金制に踏み切っております。ただ、今まで、先ほど言いましたように、指定管理者になる前は議員・職員の方たちが理事だったのをですね、合併後1年任期が残っておりますので、地元の方たちに入っていて、1年間理事会の運営をしていただきました。で、今年4月から理事が改選になりますので、それにつきましては民間の方に入っていていただきまして、民間の力、ノウハウを借りながら健全な経営に努めて参りたいということで、毎年赤字を全部市が補填するというのではなくて、はじめに大体この程度ということで。一気に全部赤字解消ということではできませんので、利用料金制をとりながら、いろんな誘客増を図りながら、健全な経営に向けて徐々に市のほうの持ち出しを下げていくというような形で経営努力していただくように、理事会をお願いいたしております。

○ 岡部委員

ちょっと誤解してました。私は、昔の町の職員さんと議員さんとかいうような構成メンバーでやっていった財団というのが、1回白紙になって、そして地域密着型といいますか、そういう方々と、それから事業を展開していくうえに必要な方を入れて、組みなおしたというふうに理解をしてたんですよ。だから、今、妙な質問をして、あなたたちもわからなかったと思うんですけどね。ただ、これは営利事業でもありますのでね、赤字が出れば当然、実際負担が大きくなるわけですので、ぜひ、そこのことの中身については、今「徐々に」と言われましたけど、きちんと管理をしながらね、無駄なこと出ないように、これは要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 道祖委員

確認ですけど、今の質疑のやり取りの中で、この条例改正することによって、1千万円くらい持ち出しが、負担が減になるというふうに理解していいですか。それぐらいかな。3千何百万円だったんでしょ、それが2千何百万円しか出さないということですよ。だから、そういうことをきちんと言わないと、メリットが何なのかというのが分からないんですよ。あなた方はわかってるでしょうけど、僕らはわからない。だから、質問せざるを得ない。的確に、やはり、こういうことをすることによって、どういうメリットがあるんだと。財政的な負担が軽減されるんだということをやっぱり言わないと駄目なんじゃないの。もう1回、それをきちんと言ってくださいよ。

○ 経済部長

先ほど課長が若干説明いたしましたけれど、平成18年度の決算見込から見れば、平成19年度の予算につきましては、約800万円程度減額になっております、市のほうの持ち出しがですね。そういうことで年々、先ほど答弁させていただきましたように、市の持ち出しを少なくしながら財団として、5年間の指定管理者になっておりますので、5年後には当然、指定管理者の選考があります。その際、民間事業者も応募してきた際に、次は公募になると思いますので、負けないような財団の経営体質に、徐々にではありますが、5年後にはしっかり民間事業者と戦えるような体質に持っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森山委員

あそこに私、一度行ったんですよ。そしたら、道がものすごく狭いですよね。バスなんか来ると、もう離合できない。わかってますか。そうするとあそこは、今、部長が言われるけど、商売的に考えるとね、あそこは整備しなきゃ駄目なんですよ、民間に勝つためには。現実に、マイクロバスで行った時にですね、離合する時にやはりバックしたんですよ、私たちが。出来ないんですよ。まあ、わかってあると思うんですよ。そういうものを考えた時に、今の状況の答弁じゃ、現実に現場を見た人間から言わせたら、民間に勝たない。それともう一つ、これは僕のあくまでアドバイスの話ですから、意見だけ聞いてください。もう一つは、理事がどのくらいなられてどのくらい手当てを出さなきゃ、あの地元のコースをね、地元を入れなきゃ使用ができるのかできないのかという、いろいろな事情はあると思う。今までの旧筑穂町の中で。だから、そのところも、道祖委員さんがさっき言われた、本当なら僕は、これは決算書を見せてもらいたいね。中身を小さく。そして、この分は減りますよ、この分はこうなんですよ、と。ただ、800万円ということならば、やっぱり支出とすれば8千万円近く出て行くわけでしょう、はっきり言って。で、売上げがそこで、約800万円増えたと。約6千万円でしょう。それじゃ、もともとやっぱり赤字じゃないですか。誰が見たって、その数字を出せば。しかしこれがね、5年後に本当に民間に勝とうと思ったら、あの道幅を工事するのに、億かかりますよ。そのくらい先を見て、この施設に対して、今から先、伊藤伝右衛門邸と一緒にすけれど、そういうものを含んだ中の、ある程度の計画を出さないと。毎回毎回、毎年度ばかりの計算では、僕はおかしいと思う。本当にこういうレジャーランドを作っていくんだったら。一つのメインにしようと思うんだたら。あんまり、こういうスキー場はないからね。しかしそういうものまで考えて、こういうものを作っていくないと、予算を立てていかないと、厳しいんじゃないですか。最初は赤字をつくってでもいいじゃないですか。そのうち何年かでこれを戻していきますよ、と。例えばこれ、今度はそういう気持ちで住民にサービスしていこうと思ったら、そのくらい市長は考えてるのかどうか僕はわかりませんが。そのくらいのことを考えていかないと、ああいう施設は絶対ね、黒字にはならない。赤字をいかに低くしようと思っても、ああいう道幅じゃ車は離合できないもの。そこのところまでよく考えて、今後この計画には携わっていただきたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はございませんでしょうか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 専決処分の承認について(サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例)」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第56号 専決処分の承認について(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 商工観光課長

議案書その2の118ページをお願いいたします。「議案第56号 専決処分の承認について」、補足説明をいたします。本案は、旧・庄内町にあります飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部改正であります。今回の改正は、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツに隣接する福岡県所有の屋外テニストート4面と附帯施設のシャワー更衣室、トイレ棟、浄化槽を、福岡県より無償譲渡を受け、その共用開始を行うための条例改正であります。福岡県より譲渡を受けるにあたっては、

今後の修理、修繕が生じないように、県が施設の改修を行ったうえで市が譲渡を受けております。

以下、新旧対照表で説明させていただきます。121ページをお願いいたします。別表の料金表において、屋外テニスコートの利用料金を、1面あたり2時間650円とし、照明を利用する場合には、照明料として1時間につき400円を加算することで、規定をしております。この料金設定につきましては、隣接する県営緑地公園内のテニスコートと立地条件が同一であるとの理由から、当該施設の料金と同額での設定をしております。また、備考において、「利用時間が2時間に満たない場合は、切り上げて2時間とみなす」、「照明の利用時間が1時間に満たない場合は、切り上げて1時間とみなす」、「利用料金は、消費税を含んだ額とする」の3点を規定しております。なお、本条例は、附則にて、平成19年4月1日から施行することとしております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 専決処分の承認について（飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例）」は、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。